

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和2年御杖村規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

外国人英語指導助手	月額	330,000円
-----------	----	----------

」

を

「

外国人英語指導助手	月額	360,000円
-----------	----	----------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。